

光ディスク等による
給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の
調製と提出の手引き

目黒区 区民生活部 税務課

平成17年10月（平成28年7月改定）

光ディスク及び磁気ディスクによる給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の提出を希望される場合は下記の要領で光ディスク、磁気ディスクを調整のうえ、提出してください。

1 光ディスク及び磁気ディスクによる給与支払報告書の提出について

- (1) 光ディスク及び磁気ディスクによる給与支払報告書の提出の承認申請について
光ディスク及び磁気ディスクによる給与支払報告書の提出には、あらかじめ区長の承認が必要です。

光ディスク及び磁気ディスクによる給与支払報告書の提出を希望される場合は、「給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の光ディスク及び磁気ディスクによる提出承認申請書」を目黒区長あて提出してください。

申請内容を審査し、区の規格に適合する場合、承認とします。

- (2) 光ディスク及び磁気ディスクの規格等

給与支払報告書の光ディスク及び磁気ディスクの規格等については、別紙1を参照してください。

また、給与支払報告書の光ディスク及び磁気ディスクのレコード作成要領は別紙2を参照してください。

- (3) 給与支払報告書の提出枚数及び提出方法

光ディスク及び磁気ディスクの提出枚数は、正副2枚とします。

光ディスク及び磁気ディスクの提出方法は、目黒区区民生活部税務課に直接提出いただくか郵送のいずれかとします。なお、郵送の場合は、破損等無いよう十分に注意してください。また、個人情報の外部への流出を避けるため、受領確認の取れる方法にしてください。

- (4) 光ディスク又は磁気ディスクによる副本の参考送付について

光ディスク及び磁気ディスクによる給与支払報告書の提出を行った特別徴収義務者には、従来の書面による特別区民税・都民税の税額通知（特別徴収義務者用）の正本とあわせて、光ディスク及び磁気ディスクにより副本を参考送付します。

FD・MOの場合は、先に提出いただきましたディスクに内容の書き込みを行ってお返しします。CD・DVDの場合は、原則として、提出いただきました未記録の光ディスク等に内容の書き込みを行ってお返しします。先に提出いただいた光ディスク等は原則お返しいたしません。

なお、税額通知の光ディスク及び磁気ディスクの規格等については別紙3を参照してください。

2 公的年金等支払報告書の光ディスク及び磁気ディスク化について

- (1) 光ディスク及び磁気ディスクによる公的年金等支払報告書の提出の承認申請につ

いて

光ディスク及び磁気ディスクによる公的年金等支払報告書の提出には、あらかじめ区市町村長の承認が必要です。

光ディスク及び磁気ディスクによる公的年金等支払報告書の提出を希望される場合は、「給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の光ディスク及び磁気ディスクによる提出承認申請書」を目黒区長あて提出してください。

申請内容を審査し、区の規格に適合する場合、承認とします。

(2) 光ディスク及び磁気ディスクの規格等

公的年金等支払報告書の光ディスク及び磁気ディスクの規格等については、別紙4を参照してください。

また、公的年金等支払報告書の光ディスク及び磁気ディスクのレコード作成要領は別紙5を参照してください。

3 その他

(1) 給与支払報告書、公的年金等支払報告書の書面による提出

光ディスク等により調製された給与支払報告書、公的年金等支払報告書を提出される場合には、書面による提出は不要です。

(2) 申請内容の変更等

申請後、内容の変更等を行う場合には、書面により、速やかに協議を申し出てください。

(3) 光ディスク等の内容の変更等

提出した光ディスク等の内容に変更等があった場合は相談のうえ、書面による提出、又は光ディスク等の再提出をしてください。

(4) 光ディスク等の調整及び提出にかかる費用負担

光ディスク等の購入、調整及び提出にかかる費用は事業者の負担となります。

(5) 光ディスク等に他市区町村のデータが混在していた場合

光ディスク等に他市区町村において課税すべきデータが混在していた場合には、他市区町村分については、本区で書面を作成し、他市区町村へ送付します。

(6) 磁気テープの取扱い

目黒区では、勝手ながら磁気テープでの受付はしていませんのでご了承ください。